

## 研究者の権利・地位

### 1 <基本的人権の保障>

**研究者には、思想・信条、性別、地位、所属機関、障害の有無、国籍のいかんにかかわらず、生存権、市民的権利などの基本的人権が保障される。**

日本国憲法はすべての国民に基本的人権を保障しており、研究者にも当然これらの権利が保障されなければなりません。しかし、言論の自由、思想信条の自由、政治活動の自由が制限され、労働基本権が制約され、政治活動、労働運動、市民運動などに参加すれば差別されるなど、研究者の基本的人権が場合によっては、一般国民以上に侵されていることが少なくありません。特に日本の大学などの教育研究機関における非常勤講師の無権利状態は学問研究と高等教育を発展させる上でも深刻な問題です。さらに、任期制導入、定員削減、非常勤講師への切り替えなどによって、大学院修了者や若手研究者の雇用と身分が不安定化し、生存権が侵されています。女性、障害者、外国人などが、就職、昇進などで差別的な取り扱いをされている例も少なくありません。研究者も国民の一人として、日本国憲法第 11 条以下に列挙されている基本的人権がまず保障されなければなりません。

### 2 <真理を探求し、真実を公表する権利>

**研究者には、真理を探求し、真実を公表する権利がある。また、真実の隠蔽・歪曲についてはこれを批判し、告発する権利がある。**

企業の行き過ぎた利潤追求と安全軽視の中で、データのねつ造・改ざん・盗用あるいは事故・事故隠しなどが頻発し、行政や企業による真実の隠蔽・歪曲も少なくありません。大学などでも、競争の過熱の中でデータのねつ造・改ざん・盗用が起きました。また最近では知的財産権を管理する際、管理が出版物や学会発表にまでおよんでいるケースがあり、発表の自由が不当に制限される恐れがあります。これらを防止するためには、その根幹にある行政の秘密主義や企業の行き過ぎた利潤追求に反対するとともに、研究者が自らの研究の過程や成果を正しく発表し、真実の隠蔽・歪曲に反対し告発する権利が保障され、守秘義務よりも公共の福祉が優先される必要があります。

### 3 <人道に反する研究を拒否し、反対する権利>

**研究者には、軍事研究、人の健康や安全を損なう研究、あるいは生態系に悪影響をおよぼす研究などの人道に反する研究を拒否し、反対し、告発する権利がある。**

戦争のできる国づくりや行き過ぎた利潤追求が目指されるなかで、人道に反する研究や生命の尊厳を傷つける研究が進められる危険性、あるいは科学・技術の成果が人道に反し、生命の尊厳を傷つける目的に悪用される危険性が増大しています。また、一部の大学では、自衛隊との共同研究が行われており、あるいは、それほど公然とはしていなくとも、結果的に研究が軍事利用される危険性もあるので、研究者はそのようなことのないように細心の注意を払う必要があります。こうした人道に反する研究の推進、あるいは研究成果の悪用を許さ

ないためには、その根源にある戦争のできる国づくりや企業の行き過ぎた利潤追求に反対するとともに、そうした人道に反する研究を拒否し、告発し、反対する権利の保障が必要です。また、そのような拒否や告発などによって不利益をこうむることがあってはなりません。

#### **4 <良好な研究条件を享受する権利>**

**研究者には、必要な人員、資金、設備、健康的で安全な労働環境などの良好な研究条件を享受する権利がある。**

科学・技術を総合的に発展させるためには、特定領域に偏った重点化ではなく、すべての分野における研究者に良好な研究条件を保障する必要があります。同時に研究費の配分や研究者・研究補助者の配置については、基礎と応用、人文・社会・自然の諸科学の総合的な発展のための条件整備を進めなければなりません。政府は科学技術基本計画を策定する際、日本学術会議や学協会などを通じて、現場の研究者の意見を聞き、これを尊重すべきです。国立大学法人に移行した旧国立大学では、運営交付金が年々切り下げられ、6年程度の中期的研究計画の提出が求められ、それによって研究費の額が査定されています。このため、短期的に成果の上がる研究に傾く傾向があり、長期的な研究や基礎研究が敬遠されがちです。このことは、研究者個人の研究にとって大きな問題であるだけでなく、日本の学術研究の長期的な発展にとってもマイナスの影響を与えることとなるでしょう。人当研究費など基本的経常研究費を中心に研究費のGDP比を欧米並みに引き上げ、私大経費の二分の一助成や高等教育費の漸進的無償化を図ることが重要です。また、企業においても長期的視野に立った研究投資の充実が求められます。

#### **5 <身分保障>**

**研究者には、相応の身分が保障されなければならない。その身分は正当な理由なくしては失われない。**

研究者が真実に忠実であるためには、また研究が総合的かつ継続的に発展するためには、研究者の身分の安定が不可欠な条件です。研究の活性化のためと称して進められている効率、競争、成果重視の政策や、任期制や派遣労働の導入などによる研究者の身分の不安定化は、研究の発展にはかりしれないマイナスをもたらします。また、本人の意に反する職種変更や配置転換によって、研究の継続が不可能になるケースも見られます。研究者には在職権のみでなく、研究者として働く就労権も保障されなければなりません。とりわけ、若手研究者に研究の場を保障することは、研究の継続・発展にとってきわめて重要です。育児や介護などの家族的責任を担っている研究者（特に女性）に対し、育児や介護などを理由として解雇、配置転換、辞職・転職勧告、嫌がらせなどを行うことは、不当な人権侵害です。家族的責任を担うことは、ILOが1981年に採択した「家族的責任を有する男女労働者の機会および待遇の均等に関する条約」（ILO第156号条約）で、国際的にも認知された権利です。男女共同参画を推進し、家族的責任を犠牲にすることなく研究の継続が保障されることは、研究者が人間らしく生活することを保障し、両性の視点を踏まえた豊かな観点の研究推進につながります。

#### **6 <公正な評価を受ける権利>**

**研究者には、公正な評価を受ける権利がある。評価は、客観的・科学的で、しかも研究奨励のためのものでなければならず、身分・待遇上の差別に利用されてはならない。**

最近広がっている成果主義賃金のための研究評価は、総賃金抑制のための相対評価で、恣意的な人事管理の道具になっている場合も見受けられます。このような評価は、研究者の意欲を削ぎ、またデータねつ造などの不正を招くもとともなります。評価を行なう場合は、その基準を明確にし、評価に対して不服がある場合は、本人の異議申し立て権を保障し、何らかの救済措置をもうけるべきです。またその結果を恣意的に待遇上の差別に利用してはなりません。

## **7 <大学の自治と研究機関の自主的運営>**

**大学の自治および各種研究機関の自主的・自律的運営を保障し、それらの不断の改善向上を図らなければならない。すべての研究者は、研究企画へ参加する権利が保障されるべきである。**

研究機関は国立、公立、私立、法人などの設置形態のいかんを問わず、社会に認められた公的な存在であり、研究者による自主的・自律的な運営が保障されなければなりません。大学などの高等教育機関では教授会が置かれ、自治が保障されていますが、その場合でも最近では自治の形骸化が進んでいるので、その実質化に努めることが重要です。その他の研究機関には、現在このような自治の法的保障はありませんが、研究員会議など、教授会に準ずる組織の結成を目指すべきです。企業では、研究者がその運営全体に参加することは困難かもしれませんが、少なくとも、研究企画への参加の権利は保障されるべきです。技術者も自らの創意に基づいて開発を進める権利は保障されなければなりません。これらの自治あるいは自律は、研究の発展を促し且つ成果の悪用を防止するための不可欠の要素です。

## **8 <後継者育成の権利>**

**研究者には、後継者を育成する権利があり、そのために必要な条件が保障されなければならない。**

研究の継承は研究の総合的発展の不可欠の要素です。国と企業は若手研究者の生活条件や研究条件の保障に力を注ぎ、研究者が後継者を育成する条件を整えなければなりません。現在の教育は政権の都合や産業界の利益に左右され、少数エリートの育成に力を注いでいます。しかし、国民全体の教育水準の向上なしに研究の総合的発展はあり得ません。全ての国民に教育を受ける権利を保障し、高等教育における学費の漸進的無償化、私学助成の強化・充実などを図り、非常勤講師の常勤化なども含めて学生数に対する教員比率を大幅に増やすとともに、学生と大学院生などが主体的・自主的に学習できる場を充実させることも重要です。